

琵琶湖海区漁場計画（素案）

令和 4 年 11 月
滋賀県農政水産部水産課

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号および免許の内容となるべき事項

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件
計共第1号	近江八幡市地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 12 分 19.5 秒東経 136 度 05 分 26.2 秒 (イ)北緯 35 度 14 分 13.6 秒東経 136 度 02 分 52.0 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 56.8 秒東経 135 度 59 分 02.4 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 30.9 秒東経 136 度 03 分 34.7 秒	第 1 種共同漁業権 (しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	-
計共第2号	近江八幡市、野洲市地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 30.9 秒東経 136 度 03 分 34.7 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 46.2 秒東経 136 度 01 分 06.7 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 12.8 秒東経 135 度 58 分 11.2 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 56.8 秒東経 135 度 59 分 02.4 秒	第 1 種共同漁業権 (しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町、長命寺町、佐波江町、牧町、大津市堅田一丁目～二丁目、本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、衣川一丁目～三丁目、真野一丁目～六丁目、野洲市のうち旧中主町の区域	-

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 3号	近江八幡 市、野洲 市地先	次のア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸 線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 33.6 秒東経 135 度 59 分 13.4 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 12.8 秒東経 135 度 58 分 11.2 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 46.2 秒東経 136 度 01 分 06.7 秒	第 1 種共 同漁業権 (しじ み、いけ ちよう 貝、から す貝、た にし漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島 町、長命寺町、佐波 江町、牧町、大津 市、野洲市のうち 旧中主町の区域、 大津市のうち旧志 賀町を除く区域	-

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 101号	高島市鵜 川地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 15 分 53.9 秒東経 135 度 59 分 50.5 秒 (イ)北緯 35 度 16 分 02.6 秒東経 135 度 59 分 43.3 秒 (ウ)北緯 35 度 16 分 11.8 秒東経 135 度 59 分 55.6 秒 (エ)北緯 35 度 16 分 03.8 秒東経 136 度 00 分 04.2 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。
計共第 102号	大津市北 小松地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 15 分 37.4 秒東経 135 度 58 分 57.8 秒 (イ)北緯 35 度 15 分 26.2 秒東経 135 度 59 分 05.7 秒 (ウ)北緯 35 度 15 分 35.3 秒東経 135 度 59 分 22.5 秒 (エ)北緯 35 度 15 分 45.3 秒東経 135 度 59 分 12.3 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 103号	大津市北 小松地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 15 分 03.5 秒東経 135 度 58 分 37.6 秒 (イ)北緯 35 度 15 分 10.0 秒東経 135 度 58 分 30.4 秒 (ウ)北緯 35 度 15 分 14.5 秒東経 135 度 58 分 33.2 秒 (エ)北緯 35 度 15 分 11.4 秒東経 135 度 58 分 43.7 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。
計共第 104号	大津市南 比良地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 12 分 53.0 秒東経 135 度 56 分 28.1 秒 (イ)北緯 35 度 12 分 47.8 秒東経 135 度 56 分 42.2 秒 (ウ)北緯 35 度 12 分 28.3 秒東経 135 度 56 分 21.9 秒 (エ)北緯 35 度 12 分 41.9 秒東経 135 度 56 分 15.5 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 105号	大津市八 屋戸地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 11 分 16.1 秒東経 135 度 55 分 04.7 秒 (イ)北緯 35 度 11 分 13.2 秒東経 135 度 55 分 14.4 秒 (ウ)北緯 35 度 11 分 19.5 秒東経 135 度 55 分 16.7 秒 (エ)北緯 35 度 11 分 22.3 秒東経 135 度 55 分 07.4 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。
計共第 106号	大津市八 屋戸地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 10 分 47.7 秒東経 135 度 55 分 17.4 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 54.0 秒東経 135 度 55 分 02.7 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 58.6 秒東経 135 度 55 分 05.9 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 56.7 秒東経 135 度 55 分 20.0 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 107号	大津市和 邇北浜地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 10 分 28.3 秒東経 135 度 55 分 12.0 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 32.1 秒東経 135 度 55 分 10.4 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 38.8 秒東経 135 度 55 分 27.0 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 28.6 秒東経 135 度 55 分 29.7 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。
計共第 108号	大津市和 邇北浜地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 10 分 07.5 秒東経 135 度 55 分 29.8 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 12.4 秒東経 135 度 55 分 38.2 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 18.5 秒東経 135 度 55 分 32.2 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 09.8 秒東経 135 度 55 分 24.5 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 109号	大津市和 邇中浜地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 45.0 秒東経 135 度 55 分 37.4 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 47.5 秒東経 135 度 55 分 34.8 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 00.3 秒東経 135 度 55 分 45.7 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 52.1 秒東経 135 度 55 分 52.9 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。
計共第 110号	大津市和 邇今宿地 先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 16.4 秒東経 135 度 56 分 06.5 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 12.2 秒東経 135 度 56 分 19.8 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 04.3 秒東経 135 度 56 分 13.1 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 14.0 秒東経 135 度 56 分 03.8 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 111号	大津市和 邇今宿地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 55.8 秒東経 135 度 56 分 09.5 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 42.1 秒東経 135 度 56 分 06.8 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 49.8 秒東経 135 度 55 分 47.6 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 02.3 秒東経 135 度 55 分 53.1 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。
計共第 112号	大津市小 野地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 44.5 秒東経 135 度 55 分 34.0 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 39.1 秒東経 135 度 56 分 07.8 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 26.5 秒東経 135 度 56 分 04.6 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 34.6 秒東経 135 度 55 分 33.1 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 113号	大津市真 野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 15.7 秒東経 135 度 55 分 44.9 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 16.3 秒東経 135 度 56 分 05.3 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 24.4 秒東経 135 度 56 分 05.2 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 20.9 秒東経 135 度 55 分 44.9 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市真野一丁目 ～六丁目、今堅田 一丁目～三丁目、 本堅田一丁目～六 丁目	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。
計共第 114号	大津市真 野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 07 分 58.3 秒東経 135 度 55 分 49.2 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 02.2 秒東経 135 度 55 分 46.9 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 11.6 秒東経 135 度 56 分 04.5 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 04.1 秒東経 135 度 56 分 08.5 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市真野一丁目 ～六丁目、今堅田 一丁目～三丁目、 本堅田一丁目～六 丁目	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 115号	大津市真 野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 07 分 44.5 秒東経 135 度 55 分 51.6 秒 (イ)北緯 35 度 07 分 50.0 秒東経 135 度 55 分 50.6 秒 (ウ)北緯 35 度 07 分 54.8 秒東経 135 度 56 分 12.4 秒 (エ)北緯 35 度 07 分 46.7 秒東経 135 度 56 分 14.0 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市真野一丁目 ～六丁目、今堅田 一丁目～三丁目、 本堅田一丁目～六 丁目	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。
計共第 116号	大津市柳 が崎地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 01 分 42.7 秒東経 135 度 52 分 27.2 秒 (イ)北緯 35 度 01 分 38.2 秒東経 135 度 52 分 09.4 秒 (ウ)北緯 35 度 01 分 51.0 秒東経 135 度 52 分 07.2 秒 (エ)北緯 35 度 01 分 55.7 秒東経 135 度 52 分 28.2 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市打出浜、島ノ 関、浜大津一丁目～ 五丁目、浜町、三井 寺町、観音寺、尾花 川、茶が崎、錦織一 丁目～三丁目、錦織 町、際川一丁目～四 丁目、唐崎一丁目～ 四丁目、下阪本一丁 目～六丁目、比叡辻 一丁目～二丁目、苗 鹿一丁目～三丁目、 雄琴一丁目～六丁 目	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 117号	草津市北 山田町地 先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 01 分 53.9 秒東経 135 度 54 分 46.8 秒 (イ)北緯 35 度 01 分 51.0 秒東経 135 度 54 分 32.7 秒 (ウ)北緯 35 度 01 分 58.9 秒東経 135 度 53 分 54.9 秒 (エ)北緯 35 度 02 分 07.6 秒東経 135 度 54 分 25.7 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	草津市北山田町	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。
計共第 118号	草津市志 那町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 03 分 13.6 秒東経 135 度 55 分 21.9 秒 (イ)北緯 35 度 03 分 18.8 秒東経 135 度 55 分 02.4 秒 (ウ)北緯 35 度 03 分 09.0 秒東経 135 度 54 分 47.2 秒 (エ)北緯 35 度 02 分 53.0 秒東経 135 度 54 分 43.5 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	草津市志那町、志 那中町、下寺町、下 物町、下笠町	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 119号	草津市下 寺町、志 那中町地 先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 03 分 27.0 秒東経 135 度 55 分 38.9 秒 (イ)北緯 35 度 03 分 34.0 秒東経 135 度 55 分 25.4 秒 (ウ)北緯 35 度 03 分 52.1 秒東経 135 度 55 分 28.9 秒 (エ)北緯 35 度 04 分 02.1 秒東経 135 度 55 分 32.4 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	草津市志那町、志 那中町、下寺町、下 物町、下笠町	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。
計共第 120号	草津市下 物町地先	次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を順次に結ん だ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 04 分 30.4 秒東経 135 度 55 分 54.0 秒 (イ)北緯 35 度 04 分 52.8 秒東経 135 度 55 分 54.1 秒 (ウ)北緯 35 度 05 分 01.8 秒東経 135 度 56 分 01.9 秒 (エ)北緯 35 度 04 分 56.6 秒東経 135 度 56 分 15.4 秒 (オ)北緯 35 度 04 分 42.4 秒東経 135 度 56 分 04.3 秒 (カ)北緯 35 度 04 分 31.4 秒東経 135 度 56 分 05.1 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	守山市赤野井町、 杉江町、山賀町	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
計共第 121号	守山市水 保町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 06 分 59.0 秒東経 135 度 56 分 26.9 秒 (イ)北緯 35 度 07 分 00.8 秒東経 135 度 56 分 02.3 秒 (ウ)北緯 35 度 07 分 13.2 秒東経 135 度 56 分 08.7 秒 (エ)北緯 35 度 07 分 05.3 秒東経 135 度 56 分 30.8 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	守山市木浜町、今 浜町、水保町、川田 町、小浜町	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。
計共第 122号	守山市今 浜町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クおよびアの各点 を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 07 分 27.3 秒東経 135 度 56 分 14.2 秒 (イ)北緯 35 度 07 分 52.6 秒東経 135 度 56 分 32.2 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 04.2 秒東経 135 度 56 分 47.1 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 12.1 秒東経 135 度 57 分 05.4 秒 (オ)北緯 35 度 08 分 10.3 秒東経 135 度 57 分 30.9 秒 (カ)北緯 35 度 07 分 49.2 秒東経 135 度 57 分 28.2 秒 (キ)北緯 35 度 07 分 51.3 秒東経 135 度 57 分 05.6 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	守山市木浜町、今 浜町、水保町、川田 町、小浜町	小型定置網の 統数は 4 統以 内とするこ と。 漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と